

様式第1号（第5条関係）

吉告第106号

吉見町建設工事等一般競争入札（事後審査型）公告

ネットワーク・グループウェアサーバー機器賃貸借について、下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、吉見町電子入札に係る建設工事等一般競争入札（事後審査型）試行要領の規定によるものとする。

令和8年7月2日

吉見町長 神 田 隆



記

1 入札対象案件

- (1) 件 名 ネットワーク・グループウェアサーバー機器賃貸借
- (2) 納入場所 吉見町大字下細谷地内
- (3) リース期間 令和9年2月1日から令和14年1月31日まで
- (4) リース物件の概要

ネットワーク・グループウェアサーバー機器賃貸借仕様書等による。

- (5) 業 種 名 大分類：賃貸 中分類：OA機器・用品
- (6) 入札手続等の方法

この入札は、吉見町電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は次に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書を提出すること。

令和8年 7月 2日（木） 9時00分から

令和8年 7月16日（木） 16時00分まで

3 入札執行の日時等

(1) 入札書提出期間

令和8年 7月17日（金） 9時00分から

令和8年 7月22日（水） 16時00分まで

(2) 開札日時

令和8年 7月23日(木) 10時00分

4 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度吉見町物品等競争入札参加資格者名簿に賃貸の業種で登載されている者であること。
- (3) 吉見町の締結する契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を公告日から入札日までの期間に受けていない者であること。
- (4) 吉見町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を公告日から入札日までの期間に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始決定後に、別に定める手続きにより入札参加資格者の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 「本店又は主たる営業所」又は「営業所」を埼玉県又は東京都に有する者(資格者名簿に登録されている者に限る。)であること。
- (8) 令和5年4月1日から告示日までの間に、国、埼玉県又は埼玉県内の地方公共団体が発注したネットワーク用サーバー機器の賃貸借を元請として履行した実績を有する者であること。

6 支払条件

リース期間開始後の毎月均等払い(月当たりの賃貸借料金は、契約金額を60で除した金額とする。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、その端数の合計額は最終回の請求金額に加えるものとする。)

7 入札参加資格の有無の確認

吉見町電子入札に係る建設工事等一般競争入札(事後審査型)試行要領に基づき、入札執行後に落札候補者とされた者については、一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を提出し、入札資格の確認を受けなければならない。

8 設計図書等

電子入札システムからダウンロードして使用するものとする。

9 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書を電子入札システムにより提出すること。

(1) 受付期間

令和8年 7月 9日(木) 16時00分まで
(電子入札システムが稼働していない時間を除く。)

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年 7月14日(火) 15時00分までに電子入札システム上で掲示する。

10 現場説明会

開催しない。

11 入札保証金

免除する。

12 最低制限価格

設定しない。

13 入札に関する注意事項

(1) 入札書には、リース期間全体の総額(税抜)とすること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(3) 入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(4) 再度入札は1回までとする。

(5) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(6) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あったときは、共同システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者はくじを辞退することとはできない。

(7) 一度提出した入札書の撤回又は訂正をすることはできない。

14 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15 この公告に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒355-0192

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地

吉見町 総合政策課 情報政策係

(2) 電話番号

0493-54-1516